

○交野市消防本部公式 SNS 運用基準

令和 7 年 2 月 17 日

1 趣旨

この基準は、ソーシャルメディアによる情報発信を行うにあたり、民間企業が提供する SNS を利用し交野市消防本部（以下「消防」という。）が開設する SNS（以下「公式 SNS」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 ソーシャルメディアの定義

インターネットを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

(1) Instagram

(2) YouTube

3 運用の目的

消防ホームページに加えて公式 SNS を情報提供媒体と位置づけ、市民をはじめ多くの方に消防の活動や取組み等の情報を発信することで、防火・防災の啓発促進や救急車の適正利用などの行動変容のきっかけとしていただくことを目的とする。

4 運営主体等

(1) 公式 SNS の運営主体は消防とし、公式 SNS 名は交野市消防本部とする。

(2) 公式 SNS の適切かつ円滑な運用を図るため、消防に事務局を設置し、運用責任者並びに運用担当者を置く。

(3) 運用責任者は、消防本部予防課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

ア 公式 SNS のアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること

イ 公式 SNS に情報発信する端末に関すること

ウ その他、公式 SNS の管理に関すること

エ 公式 SNS の構成及び調整に関すること

オ 公式 SNS の情報発信に関すること

カ 運用担当者の教育指導に関すること

キ その他、公式 SNS の投稿等運用に関すること

(4) 運用担当者は、運用責任者が指名する職員をもって充て、次に掲げる業務を行う。

ア 公式 SNS の掲載記事に関すること

イ 公式 SNS の撮影及び編集に関すること

ウ その他、運用責任者が指示する事項に関すること

5 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式 SNS 名及びアカウントを交野市のホームページ上に明示する。

6 情報発信内容

公式 SNS を活用して発信する情報は、次の項目のいずれかによるものとする。

- (1) 交野市ホームページ及び広報誌等で情報提供を行ったもの
- (2) イベント、行事等の告知
- (3) 緊急、災害情報
- (4) 組織に関する話題
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運用責任者が必要と認める情報

7 運用方法

- (1) 公式 SNS への掲載記事の投稿および編集は、運用責任者において行う。ただし運用責任者の指導のもと、運用担当者に掲載記事の投稿及び編集を行わせることができる。
- (2) 原則、開庁時間内（平日の午前9時～午後5時30分）に、職員が不定期に投稿する。
ただし、管理責任者が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 情報発信には指定された端末を使用しなければならない。
- (4) 利用者は公式 SNS に投稿されたお知らせを閲覧するほか、「コメント」「いいね!」「リポスト」など自由に利用することができる。ただし、「8 禁止事項」に該当する場合はこの限りでない。
- (5) コメント欄へ投稿された意見等には、原則として返信しないこととし、個別には対応しない。
- (6) 禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする。
- (7) 緊急・災害情報を発信するときは、プライバシーに十分配慮し、運営責任者が特に必要と認めた情報とする。

8 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合予告なく削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容

- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、消防が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

9 著作権

同ページの情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は消防又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、及び公式 SNS 上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

10 運用の停止又は終了

- (1) 消防は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式 SNS の運用を停止することができる。
- (2) 消防は、前項の規定によりソーシャルメディア等の停止又は終了をした場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする。

11 免責事項

- (1) 消防は、本ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 消防は、利用者が本ページの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

12 問合せ先

市政に対し、意見や問合せ等がある場合は、市ホームページ「ご意見・ご提案・お問い合わせ」、もしくは担当課まで連絡すること。なお、問い合わせへの対応については、開庁日の午前9時00分から午後5時30分までとする。